

# 農地転用届出添付書類(特別な場合)一覧

通常必要となる添付書類に加えて以下に記載の必要書類をご提出ください。

種別		必要書類	備考	
相続登記 未了	共通	遺産分割協議が 済んでいる場合	遺産分割協議書	・原本還付(写しを受領)
			相続人関係図 1	
			被相続人の出生から死亡 までの戸籍謄本 1	・改製原戸籍謄本等 ・写し可
			相続人全員の戸籍謄本 1	・写し可
		遺産分割協議が 済んでいない場合	相続人全員の印鑑証明	・写し可
			相続人全員の同意書	・実印押印 ・すべての相続人が届出書に 署名、押印(実印)でも可
			相続人関係図 1	
			被相続人の出生から死亡 までの戸籍謄本 1	・改製原戸籍謄本等 ・写し可
仮換地の 土地	共通	土地区画整理法に よる仮換地指定を 受けている場合	相続人全員の戸籍謄本 1	・写し可
			相続人全員の印鑑証明	・写し可
			仮換地指定通知書または 仮換地証明書	・写し可
			仮換地案内図	・写し可
特定遺贈	5条	遺言執行者が選任 されている場合	仮換地位置図	・写し可
			仮換地明細図	・写し可
		遺言執行者が選任 されていない場合	遺言書	・原本還付(写しを受領)
			遺言執行者であることを 証明する書類	・写し可
死因贈与	5条	死因贈与契約によ る農地の転用	遺言書	・原本還付(写しを受領)
			相続人関係図 1	
			被相続人の出生から死亡 までの戸籍謄本 1	・改製原戸籍謄本等 ・写し可
			相続人全員の戸籍謄本 1	・写し可
成年 後見人 関係	共通	成年後見人制度を 適用している場合	相続人全員の印鑑証明	・写し可
			死因贈与契約書	・原本還付(写しを受領)
			相続人関係図 1	
			被相続人の出生から死亡 までの戸籍謄本 1	・改製原戸籍謄本等 ・写し可
未成年 関係	共通	届出者が未成年	相続人全員の戸籍謄本 1	・写し可
			相続人全員の印鑑証明	・写し可
破産 管財人 関係	共通	届出者が破産者	成年被後見人の戸籍謄本 または法務局が発行する 成年後見登記の登記事項 証明書	・写し可
			親権者(未成年後見人) であることを証明する 書類	・戸籍謄本等 ・写し可
一部転用	共通 (2)	一筆の内、一部を 転用する場合	住民票	・写し可
			破産管財人であることを 証明する書面	・写し可
生産緑地 関係	共通	生産緑地法第8条 第4項の通知をし て転用する場合	破産管財人の印鑑証明	・写し可
			実測図等 (転用部分の場所、面積 を特定したもの)	・写し可 ・基本的には分筆後に提出 (2)5条は使用貸借権、賃貸 借権の設定等のみ可能 (所有権移転の場合は不可)
賃貸借 関係	共通	賃貸借による権利 が設定されている 農地	生産緑地法第8条第4項 による通知の写し	・練馬区の收受印が押印済み であるもの
			農地法第18条の許可 または合意解約があった ことを証する書面	

(1)登記官の認証文付き法定相続情報一覧図で代用可能